Part 1

これで解決！確定申告のあれこれ！

～今から準備したい「医療費控除」とは？～



問 税務収納課市民税係　☎ 575-1138



「医療費控除」ってなあに？

1年間に支払った医療費（自分または同一生計の配偶者や親族分）が一定額以上だった場合に、所得控除額として差し引きできる金額のことを言います。
※医療費が戻ってくるわけではありません。

つまり所得税額が低くなるピヨッ！





注意が必要ピヨね…！

●医療費控除に該当する・しないの例

目的	該当するか	例
治療のための費用	○	治療のための医薬品代、治療のためのあんまやマッサージ、通院のための電車やバスの交通費 など
医師の指示によるもの	○	医師の処方箋による漢方薬、おむつ代（医師による証明書が必要） など
予防のための費用	×	予防接種（コロナ、インフルエンザなど）の費用、体温計や血圧計の購入費 など
美容や健康増進のための費用	×	健康増進のための漢方薬、ビタミン剤や栄養ドリンク、疲労回復やリラックスのために行ったマッサージ など

医療費控除の対象となる医療費について詳しくはこちら▼

（国税庁 HP）

●医療費控除の計算方法

正味の医療費		医療費がこの金額を↓超えると控除可能		控除額
支払った医療費 － 保険などで補てんされる金額	－	総所得金額等× 5%または 10 万円のいずれか少ないほう	＝	最高200 万円



申告の際にご準備ください！

①医療費控除の明細書（受診者ごと、病院・薬局ごとに支払った医療費を集計した一覧表）
②医療費の通知書（加入する健康保険の保険者から送られます）

※令和 8 年分確定申告で医療費控除に使用できる通知書や領収書は『令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日』までのものです。



後期高齢者医療保険「医療費のお知らせ」の対象受診月が変わります！

問 国保年金課賦課係　☎ 575-1198

令和 9 年 1 月下旬以降に順次発送する「医療費のお知らせ」は受診月が令和 8 年 1 月から 10 月分までとなります。確定申告などに 11 月および 12 月分を使用する場合には、領収書をもとにご自身で医療費控除の明細書を作成いただく必要があります。